

2025年8月14日

各位

三井住友ファイナンス&リース株式会社

脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業における「優良取組認定事業者」認定について

三井住友ファイナンス&リース株式会社（代表取締役社長：今枝 哲郎、以下「SMFL」）は、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業（以下「ESG リース促進事業」）において、環境省より「優良取組認定事業者」に認定されたことをお知らせします。尚、「優良取組認定事業者」の認定制度は令和5年度から開始しており、SMFLは初年度から3年連続の認定となります。

【優良取組認定制度 認定証・ロゴマーク】



1. ESG リース促進事業について

ESG リース促進事業は、環境省が定める基準を満たす脱炭素機器のリース料の低減を通じ、脱炭素化に取り組む中小企業を支援することで、地球環境の保全に貢献することを目的とした事業です。具体的には、ESG 要素（環境、社会、ガバナンス）を考慮した取り組みを行う中小企業が、指定リース事業者を活用して脱炭素機器を導入する際に、総リース料に対して4%以下の補助金を指定リース事業者に交付します。また、指定リース事業者と中小企業のいずれかが ESG 要素を考慮した優良な取組を行っている場合、特に優良な取り組みとして補助率が1%上乗せされます。さらに、指定リース事業者と中小企業の両者が、ESG 要素を考慮した優良な取組を行っている場合は、極めて優良な取り組みとして補助率が2%上乗せされます。

2.優良取組認定制度について

環境省が、ESG リース促進事業において、顕著な実績や取り組みを行っている指定リース事業者を、優良な取組事業者として認定する制度となります。令和7年度は、指定リース事業者（111事業者）のうち、11事業者が優良取組認定を取得しており、その中でも、SMFLを含む4事業者が3年連続の認定となりました。

3.SMFLの取り組みについて

SMFLは、2011年に開始したエコリース促進事業※1からESGリース促進事業に至るまでの計14年間、お客さまの脱炭素化に向けた取り組みを積極的に支援してきました。内閣官房行政改革推進本部事務局が公表する、令和6年度行政事業レビュー見える化サイト※2では、令和6年度ESGリース促進事業において、SMFLへ最多の補助金が支払われていることが開示されています。

また、環境エネルギー本部は、「GHG削減ソリューションプロバイダー」を目指し、GHG削減の提案・実行・支援をワンストップで行う取り組みを推進しています。ESGリース促進事業をはじめとした補助金活用のノウハウを蓄積し、バリューチェーン全体での脱炭素化に向けてお客さまを支援することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

※1 エコリース促進事業

ESGリースの前身となる事業

※2 行政事業レビュー見える化サイト（内閣官房行政改革推進本部事務局）

令和6年度「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業」

<https://rssystem.go.jp/project/4ddb3c0b-6601-4433-a86f-34020c8ef41f?activeKey=payment>

以 上

【お問い合わせ先】

三井住友ファイナンス&リース株式会社

広報IR部

山本

TEL 03-5219-6334